

## 令和2年度（2020年度）SNS広告を用いた広報戦略等業務基本仕様書

### 1 業務名

令和2年度（2020年度）SNSを用いた広報戦略等業務

### 2 委託期間

契約締結の日から令和3年（2021年）3月31日まで

### 3 業務の目的

本県では、テレビやラジオ、新聞等の様々なメディアを用いた広報活動を行っている。

一方で、近年、国全体の傾向として、全世代を通して従来型のメディアの平均利用時間は減少傾向にあり、他方で、SNSを中心としたインターネットの平均利用時間は増加している状況。

また、SNS利用者は、住所、年齢、性別、趣味などの基本的な属性を設定しているという特徴があり、従来型のメディアに比べ訴求対象を絞った戦略的な展開が可能である。

これらのことから、県の施策や取り組みをより効果的に広報するため、SNS広告を用いた広報を展開する。

### 4 業務内容

SNS広告の出稿に当たり、受託者は次の業務を行う。

なお、広告の内容については、配信の概ね10日前までに県が別途指定するものとし、本数は10本程度とする。

#### (1) 広告の製作

SNSの特性に適した広告を製作すること。なお、製作に当たっては、熊本県営業部長兼しあわせ部長くまモンを活用し、熊本県の広告であることが容易に理解できるよう全ての広告に統一感を持たせること。

#### (2) 広告媒体への出稿

ア 広告を出稿すること。

イ 広告から県が指定するURLへのリンクを設定すること。

ウ 広告料を支払うこと。

エ 広告媒体はFacebookを想定しているが、広告の内容に応じて適した媒体、表示方法等を提案し、県の承認を得ること。

オ 広告1本当たりの広告料は原則60万円以上とし、事前に県と協議のうえ決定すること。

カ クリック回数や視聴者の年齢、性別等の閲覧情報をモニタリングし、出稿から二週間後に閲覧情報を集計・分析した資料を県に提供のうえ改善点を提案すること。県から媒体、ターゲティング先等の変更指示があった場合には、対応すること。

キ 出稿の際に必要なアカウントは、原則、受託者で用意することとし、作成したアカウントは県に譲渡すること。なお、県が保有するアカ

ウントの使用をさまたげないものとする。

(3) 効果測定レポート

出稿後速やかに、閲覧情報を集計・分析し、今後の改善点や総合的な評価を盛り込んだ効果測定レポートを作成し、県に提出すること。

5 成果品の納品

(1) 内容

ア 広告の画像を含め、出稿内容が確認できるもの

イ 効果測定レポート（上記4（3）の写し）

(2) 提出媒体

紙媒体及び電子媒体（DVD、CD-R等）1部

(3) 提出時期

広告出稿終了後速やかに（令和3年（2021年）3月31日まで）

6 著作権

(1) 受託者は本件履行に伴い発生する成果物について、委託者に対して著作権者人格権を行使しない。

(2) 受託者は、業務の実施に当たり第三者が権利を有する著作物（映像・写真・音楽等）を使用する場合、著作権、肖像権等に厳重な注意を払い、当該著作物の使用に関して費用の負担を含む一切の手続きを行うものとする。

(3) 受託者は、本業務に関し、第三者との間で著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合には、当該紛争等の原因が専ら県の責に帰す場合を除き、自らの責任と負担において一切の処理を行うものとする。

7 受託者の責務

(1) 秘密の保持や個人情報保護等を行う義務がある。

(2) 県の承諾なしに、契約により生ずる権利を第三者に譲渡し、又は、義務を第三者へ引き受けさせることはできない。

(3) 県の承諾なしに業務の処理を第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。

(4) 業務の処理に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む）のために必要となった経費は受託者が負担する。

(5) 関係法令を遵守し業務にあたること。

8 その他

本仕様書に定めのない事項又は仕様について疑義が生じた場合は、適宜協議の上、解決することとする。